

姫路市内部公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、当該通報を行った者の保護を図るとともに、本市における法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の一般職及び同条第3項の特別職のうち、労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）である者をいう。
- (2) 任命権者 市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会委員長及び市議会議長をいう。
- (3) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 本市の事務又は事業を本市以外のものに委託し、又は請け負わせている場合における当該事業者の役員及びその従業員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせている場合における当該事業者の役員及びその従業員

エ 当該公益通報を行った日前1年内において、アからウまでに掲げる者であった者

- (4) 公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、通報対象事実が生じた又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

- (5) 通報対象事実 本市の事務又は事業における法令（条例、規則等を含む。）に

違反する事実をいう。

- (6) 公益通報管理者 職員倫理課長又は総務部長をいう。
- (7) 公益通報相談員 公益通報管理者以外の者への通報を希望する職員等からの公益通報を受け付ける窓口として、あらかじめ市長が指名する弁護士をいう。
- (8) 公益通報メールボックス グループウェアの電子メール機能に設けられた公益通報に係るメールを受信するために設けられた専用のメールアドレスをいう。

(公益通報の方法)

第3条 職員等は、通報対象事実を知り得たときは、職員倫理課長（当該通報対象事実が職員倫理課長を対象とするものである場合にあっては、総務部長）又は公益通報相談員に宛てて公益通報を行うことができる。

- 2 職員等は、公益通報を行おうとするときは、市長が別に定める様式を用いて行うものとする。
- 3 職員等は、公益通報管理者宛てに公益通報を行おうとするときは、文書又は公益通報メールボックスへ電子メールを送信する方法により行うものとし、公益通報相談員宛てに公益通報を行おうとするときは、文書により行うものとする。
- 4 職員等は、客観的かつ具体的な根拠を示して行う場合を除き、その氏名を明らかにして公益通報を行わなければならない。
- 5 職員等は、公益通報を誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用してはならない。

(公益通報に係る相談)

第4条 職員等は、公益通報管理者又は公益通報相談員に対し、公益通報に関する相談をすることができる。

- 2 前項の相談は、電話、文書、面談その他適切な方法により行うものとする。

(公益通報の処理)

第5条 公益通報相談員は、第3条第1項の規定による公益通報を受けたときは、当該公益通報の内容を整理し、速やかに公益通報管理者に報告しなければならない。

- 2 公益通報管理者は、第3条第1項の規定による公益通報又は前項の規定による報告を受けたときは、公益通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、当該

公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いがないこと、通報者の秘密が保持されること、公益通報後の手続の流れ等について説明をしなければならない。

3 公益通報管理者は、当該通報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公益通報として受理するものとする。

- (1) 苦情、要望、意見又は相談に該当するとき。
- (2) 本市の事務又は事業に係る通報ではないとき。
- (3) 法令違反行為に該当しないことが明確であるとき。
- (4) 過去に同一の通報者から同趣旨の公益通報が行われているとき。
- (5) 既に關係する部局が公益通報の対象となった事実に対応し、又は対応を予定しているとき。
- (6) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の紛争処理に係る手続に現に係属し、又はこれらの手続によって解決又は処理を図ることが適當と認められるとき。
- (7) 内容が具体的かつ客観的ではなく、十分な調査を行うことができないとき。
- (8) 通報対象事実が既に終結し、又は解決するなどにより、是正措置を講じることができないとき。

4 公益通報管理者は、前項の規定により公益通報を受理したときは、次条第1項の公益通報委員会の開催に必要な措置を講じるとともに、その旨を通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

5 公益通報管理者は、当該通報を受理しないと判断したときは、その旨及びその理由を、公益通報委員会の委員長に報告するとともに、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

6 公益通報管理者は、当該通報が市長又は副市長を対象とするものであるときは、前3項の規定にかかわらず、当該通報を受理又は不受理とする判断を行わず、当該公益通報の内容を整理し、第8条第1項の規定により設置する姫路市公益通報審査会へ報告しなければならない。

7 公益通報管理者は、第2項から前項までの規定により公益通報管理者が行うこととされている事務の一部を、職員倫理課及び弁護士の資格を有する職員に補助させることができる。

(姫路市公益通報委員会)

第6条 職員等からの公益通報（市長又は副市長を対象とするものを除く。）を処理するため、姫路市公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副市長、政策局長及び総務局長を委員として構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、総務局を担当する副市長をもって充てる。ただし、当該公益通報に係る事実が市長及び市議会議長以外の任命権者の機関に関するものであるときは、当該機関を担当する副市長を委員長に充てるものとする。
- 4 委員会に副委員長を置き、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会の構成員を対象とする公益通報（構成員と利害関係がある者を対象とする公益通報を含む。）については、当該構成員は、次条第3項の場合を除き、会議に参加することができない。
- 8 市長は、必要があると認めるときは、当該公益通報を処理するために適格と認められる者を臨時の委員として任ずるものとする。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、第5条第3項の規定により受理した公益通報における調査の必要性を十分に検討し、必要があると認めるときは、委員会が指名する職員（以下「調査員」という。）に調査をさせることができる。

- 2 調査員には、弁護士の資格を有する職員を少なくとも1人以上指名しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、公益通報に係る事実の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監督する責務を負う者（以下「管理者等」という。）並びに公益通報に關係する者から事情を聴くことができる。
- 4 委員会は、第1項の規定による調査を行う場合は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、その旨及び着手の時期を、調査を行わない場合は、その旨及び理由を通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

- 5 委員会は、審議の結果を市長に報告するものとする。ただし、当該公益通報に係る事実が市長以外の任命権者の機関に関するものであるときは、委員会は、当該機関の任命権者に対しても、審議の結果を報告するものとする。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、次条第1項の規定により設置する姫路市公益通報審査会に、公益通報に係る処理を委任することができる。
- 7 委員会の庶務は、職員倫理課において処理する。

(姫路市公益通報審査会)

第8条 市長又は副市長を対象とする公益通報及び前条第6項の規定により委員会から委任された公益通報を処理するため、姫路市公益通報審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、外部の弁護士3名をもって構成する。
- 3 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 初回の審査会の会議は、委員の中の最年長者が招集し、主宰する。ただし、初回の会議において、会長が選任された後は、その会長が主宰する。
- 5 会長が選任された後の会議は、会長がこれを招集し、主宰する。

(審査会の職務)

第9条 審査会は、第5条第6項の規定による報告を受けたときは、当該公益通報を受理し、その旨を通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該公益通報に係る事実が同条第3項各号のいずれかに該当する場合は、当該公益通報を受理しないものとし、その旨及びその理由を、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

- 2 第7条第1項から第5項まで及び第7項の規定は、審査会について準用する。この場合において、同条第1項、第3項から第5項まで及び第7項中「委員会」とあるのは「審査会」と、同条第1項中「第5条第3項」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 審査会は、公益通報に係る事実が存在すると判断したときは、当該事実の是正に関する意見書を作成し、審査結果の報告と併せて市長に提出するものとする。
- 4 審査会は、当該公益通報に係る事実が市長以外の任命権者の機関に関するもので

あるときは、当該機関の任命権者に対しても、前項の意見書を提出するものとする。

(調査員の調査)

第10条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、その結果を委員会（審査会が調査員を指名した場合にあっては、審査会）に報告しなければならない。

- (1) 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。
- (2) 管理者等に、公益通報に關係する者からの事情の聴取又は実態調査についての協力を求めること。
- (3) 公益通報に關係する者からの事情の聴取を行うこと。

2 調査員は、前項の調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により遅滞なく行うものとする。

3 公益通報管理者は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のある場合を除き、通報者に対して調査員による調査の進捗状況を適宜通知するとともに、その結果を遅滞なく通知しなければならない。

4 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

(審議結果に対する措置等)

第11条 市長は、第7条第5項の規定により委員会から当該公益通報に係る事実が存在するとの結果の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実を是正し、又は再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 委員会は、前項の規定に基づき実施した是正措置等が適切に機能しているかを検証し、検証結果を市長に報告することができる。ただし、当該公益通報に係る事実が市長以外の任命権者の機関に関するものであるときは、委員会は、当該機関の任命権者に対しても、検証結果を報告することができる。

3 市長は、第9条第2項の規定により審査会から当該公益通報（市長を対象とするものを除く。）に係る事実が存在するとの結果の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実を是正し、又は再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、市長の指名する者に、前項の規定に基づき実施した是正措置等が適切に機能しているかを検証させ、検証結果を報告させることができる。ただし、当該公益通報に係る事実が市長以外の任命権者の機関に関するものであるときは、市長は、市長の指名する者に、当該機関の任命権者に対しても、検証結果を報告させることができる。
- 5 市長は、第9条第2項の規定により審査会から市長を対象とした公益通報に係る事実が存在するとの結果の報告を受けたときは、審査会が提出した意見書に基づき、その内容を公表しなければならない。ただし、通報者が特定されるおそれのある内容が含まれる場合は、通報者の同意を得なければならない。
- 6 公益通報管理者は、第1項の規定による措置等が講じられた場合は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該措置等の内容を通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。
- 7 市長は、公益通報の件数、是正措置等の内容について、毎年度公表しなければならない。
- 8 前項の規定による公表を行うに当たり通報者が特定されるおそれのある内容が含まれる場合は、通報者の同意を得なければならない。

(通知を望まない通報者への対応)

第12条 公益通報管理者、委員会又は審査会は、通報者が匿名の場合、通報者が説明又は通知（以下「説明等」という。）を望まない場合その他やむを得ない理由がある場合は、第5条第2項、第4項及び第5項、第7条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第10条第3項並びに前条第6項の規定にかかわらず、説明等を行わないことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 通報者又は公益通報に係る相談をした職員等（以下この条及び次条において「通報者等」という。）は、公益通報又は公益通報に関する相談（以下この条において「通報等」という。）をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 市長は、通報等をしたことを理由として通報者等に懲戒処分その他不利益な取扱

いを行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。正当な理由がなく通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員についても、また同様とする。

3 通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者等は、その旨を公益通報管理者に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた公益通報管理者は、通報者等に対し、救済制度について説明するなど、通報者等の保護に係る適切な措置を行うものとする。

(職員の処分の軽減)

第14条 市長は、通報者等が当該公益通報に係る事実に関与した職員である場合は、当該通報者等に対し、懲戒処分の基準から軽減して懲戒処分をすることができる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。